

日 時 平成25年11月2日（土）19:00～21:20

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）西村、小野

（町内会長）向井（副側代理）、山本（徹）、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本（和）

（監事）谷口、齊藤

（事務局）妹尾、長谷川、徳岡

〈敬称略〉

## 1. 報告・連絡事項

### (1) 会長から

#### ①特別委員会の答申内容に関する今後の対応について

まちづくり行動計画特別委員会の答申内容に対し、理事会において地域の現状からの考察を加えた結果、以下のように取り組むものとする。

##### 1. 課題の解決の基本的考え

地域のだれもが安心して暮らせるまちづくりを目指して、安定した町内会・まちづくり協議会の運営が行えるよう、役員の任期の考え方とまちづくりに対する長期的・具体的な方策を示していく。

##### 2. まちづくり行動計画特別委員会の答申内容に関する検討結果

別紙「まちづくり行動計画特別委員会の答申内容に関する地域の現状と対応」のとおり。

##### 3. 具体的な取り組み事項

「答申内容に関する地域の現状から考察した対応事項」を集約整理した。その結果、具体的な取り組み内容は次の4項目とする。

###### (1) 役員の単年度輪番交代制の弊害の解消

・「役員の任期のあり方」、「まちづくり協議会・町内会活動のベースとなる活動」等を総合的に検討し、方策を策定する。

###### (2) 目指すまちづくり目標と具体的な行動計画の策定

・「志津南地区まちづくり指標」を見直し、それに基づく具体的活動計画を作成する。

###### (3) 超高齢社会に向けた支えあいの仕組み（支援を必要とする人に対する総合的セーフティネット）の構築

・災害時支援の仕組みなど自主防災組織検討委員会の答申意見もふまえて、現行の各種制度の融合も含めて検討し、構築していく。

###### (4) 地域活動中の事故に対する「損害補償」の充実

・現行の損害保険内容を確認し、充実できる方法を模索し、可能な範囲での充実を図る。

##### 4. その他

対応策の個別検討は、別紙「まちづくり行動計画特別委員会の答申内容に関する地域の現状と対応」に記された内容を基本として行う。

#### ②草津市メール配信サービスについて

安全安心情報（不審者情報、熱中症注意情報、災害情報）をはじめ、健康づくり情報・子育て支援情報・生涯学習情報・スポーツ振興情報・まちづくり情報・人権情報・環境情報などの配信サービスが提供されている。安全安心情報の中の災害情報が、携帯電話から登録することで配信されるので、活用していただきたい。

#### ③若草くるみ保育園の再開について

今春、緑波くるみ保育園としてロクハ公園スポーツ広場横に移転し、若草くるみ保育園は閉園となっていたが、草津市の要請を受け、0歳児～2歳児（乳児）30名を対象に再開されることになった。現在の乳児棟を解体して送迎車両の駐車場にする工事と園舎の改修工事が12月から来年3月まで実施される。工事開始にあたっては、業者から近隣のお宅に挨拶に伺う。開園は平成26年4月からで、保育時間は7:30～19:00までとなる。

④まち協会費の納入・精算について

まち協会側では、各町内会は4月と10月に半期分の会費を納めるものとし、半期中途で転出・転入がある場合は、その期末に精算する、となっているので、半期分を一旦納金したうえで、精算は半期末にするよう徹底していただきたい。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①環境美化委員会委員長から

各町内会長あてに「ごみ問題を考える草津市民会議」から、12月1日の市内一斉散乱ごみ清掃日に伴う報告書提出用紙が届いていると思うが、環境美化委員会で一括対応するので提出は不要。また、桜などの苗木の申し込みについても同様の扱いとする。（四丁目は既に児童遊園の桜を申し込んでいる。）若草中央児童公園には枝垂れ桜を、市民センター横にはドウランツツジ20本程度を検討している。その他に、かがやき通りの若草一丁目付近のサツキが昨年植え替えられたが水不足で枯れているので再度植え替える。また、第一集会所も同様に扱う。ほかに町内会で要望があれば事務局に届けていただきたい（市の申し込み期限は11月29日）。これらはまち協として、維持管理まで含め一括して緑化ボランティアを中心に協力をお願いする。

②齊藤監事から

過日、上半期の監査（会計処理・活動内容など）を行った。全体の活動について気づいた点を12月7日の理事会で報告する。次年度の活動計画・予算に反映して頂きたい。

2. 審議事項

(1) 追分町4町内会の加入申し入れの承諾について

【提案】

1. これまでの経緯

- ①昭和 59 年度に「若草町内会」が発足し、志津小学校区の一町内会として「志津学区自治連合会」に加入した。
- ②昭和 62 年度に志津南小学校が開校したが、「若草町内会」は志津小学校区の一町内会のままで、その後「若草町内会」を順次分町し、各丁目ごとに町内会が設立され、「若草町内会」は、8町内会で構成する「若草自治会」と改称された。
- ③平成 10 年度に、前年に志津南公民館が完成したこともあり、「若草一～八丁目町内会」に、岡本町町内会から分町した「岡本町西町内会」を加え、9町内会で構成する「志津南学区自治連合会」として、「志津学区自治連合会」から分離独立した。
- ④平成 15 年度に通学区域が変更され、追分町の一部の地域と岡本町の一部の地域が志津南小学校の通学区域となったが、「志津学区自治連合会+追分町内会」と「志津南学区自治連合会」とで協議した結果、地域活動は「追分町内会」「岡本町町内会」として志津地区に残った。また、この通学区域と地域活動の区分に伴い、「志津南学区自治連合会」は「志津南地区自治連合会」と改称され、現在の「志津南地区まちづくり協議会」に至っている。
- ⑤平成 24 年 11 月に、追分町のうち志津小学校区に属する地域の町名が、追分一～八丁目に変更され、平成 25 年 11 月には、志津南小学校区に属する地域の町名が、追分南一～九丁目に変更されることになっている。
- ⑥平成 25 年 4 月 7 日の追分町内会の総会において、平成 25 年度末で「(仮称)追分南町内会」を追分町内会から分町することにした。
- ⑦平成 25 年 5 月 14 日に、「(仮称)追分南町内会」および「かがやきの丘町内会」「コーギーガーデン自治会」「追分鴨田町内会」の4町内会の代表者による協議が行われ、平成 25 年度末で「志津地区まちづくり協議会」から脱退し、平成 26 年度から「志津南地区まちづくり協議会」に加入したいということが合意形成された。
- ⑧平成 25 年 5 月 24 日に、4町内会の代表者から、「志津地区まちづくり協議会」に対する脱退申し入れと、「志津南地区まちづくり協議会」に対する加入申し入れがあった。
- ⑨平成 25 年 6 月 20 日に、4町内会に対して「志津南地区まちづくり協議会」の概要について説明した。その結果、それぞれの町内会の思いもあり、今後は個別に協議していくこととなった。

⑩個別協議の状況

- ・かがやきの丘町内会：7月20日、9月1日、10月20日
- ・コーギーガーデン自治会：9月21日
- ・追分鴨田町内会：10月26日
- ・(仮称)追分南町内会：未定。

2. 加入申し入れに対する考察

A. 小学校区単位の住民自治組織

①町内会の連合体である自治連合会は、従来から小学校区を単位として組織されていた。

「若草町内会」は発足時、当然のこととして「志津学区自治連合会」に組み込まれた。

また、「志津南学区自治連合会」が発足したときには、岡本町町内会から分町した「岡本町西町内会」が「志津南学区自治連合会」に加わっている。

②平成15年度の通学区域変更に伴い、平成16年度からの暫定実施で20名の児童が志津南小学校への通学を開始した。平成17年度からの本格実施に向けて、平成16年度に行われた協議(前記1.④)で、子どもの教育環境を良好な状況にもっていくことを第一に考え、追分町内会の分町や自治連合会の再編ではなく、通学区域と地域活動を区分するということになり、小学校区単位の自治連合会ではなくなった。

③しかし、その後8年が経過し、大規模宅地開発によって「かがやきの丘町内会」「コーギーガーデン自治会」「追分鴨田町内会」などが発足し、また、「追分町内会」の中でも住宅が増え、追分町からの通学児童が大幅に増加した。

④これらの状況の変化により、追分町4町内会にとって、「志津地区まちづくり協議会」の活動への参加・一体感形成などに課題が出てき、加えて今年度町名変更が実施されることもあり、追分町4町内会は、小学校区を単位とする住民自治組織への再編を望むこととなった。

B. 草津市協働のまちづくり条例(案)

10月15日から11月14日までの間パブリックコメントにかけられ、3月市議会に上程、来年7月頃からの施行となっている。

第2条(定義)第3号 まちづくり協議会

基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区(以下「区域」という。)を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、第11条第1項で認定されたものをいう。

第2条第4号 基礎的コミュニティ

町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいう。

第11条(認定要件)第1項

市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。(第1号～第8号)

第11条第2項

前項の認定は、各区域につき1団体に限り行う。

[結論]

①追分町4町内会からの加入申し入れに対して、合意が得られた町内会から承諾し、平成26年度から「志津南学区まちづくり協議会」としたい。

②最終的には、志津南地区9町内会、追分町4町内会および学区内各種団体(16団体)とで構成する「志津南学区まちづくり協議会」を目指す。

3. 今後の手続き(日程は案)

①当理事会の了承を得る。(11/2)

②各種団体の代表者に対する説明・意見交換会を、グループごとに実施する。(11/8～11/10)

③住民説明会を実施して住民の皆さんからの意見等を伺い、その意見等を取りまとめて、回答する。(12/15・12/22)

④その後臨時総会を開催して、「追分町4町内会の加入申し入れの承諾」および「会則改正(代議員制の見直し含む)」に関する議案を審議し、議決する。(1/26)

【意見】

- (足立) まちづくり条例(案)の上程が3月市議会に延びるとの説明であったが、加入問題もリンクするのか。
- (中原) 施行日が遅れるだけで直接の関わりはない。
- (齊藤) 加入について総論のみ了承するのか？代議員の見直しは？
- (中原) 来年1月26日(予定)に臨時総会を開き、加入承諾、会則改正を審議して頂くよう考えている。それに向け各種団体に対しても説明し、意見交換を行い、その結果も踏まえて理事会で承認を得て、住民説明会を12月中に開催し、住民の意見を伺う。これらの手続きを経た結果を反映したものを理事会の承認を得て議案書とする。臨時総会は当然、現行の会則に従って実施する。
- (齊藤) 会則改正の内容については、大幅なのか、小幅なのか。
- (中原) 大幅には考えていない。
- (齊藤) 会費や代議員などについて現在では足並みが揃っていないようだが。
- (中原) 現在、かがやきの丘、コージーガーデン、追分鴨田の3町内会とは、活動内容について学区全体で実施する活動と地区別に実施する活動との仕分けを行っているが、まだ途中段階で詳細は詰まっていない。学区全体で実施する活動に対する経費は、まちづくり協議会会費の対象となる。現在の志津南地区のみで実施する活動の経費は特別会計として、まちづくり協議会の一般会計とは別になる。これらについては会則に明記する必要がある。
- (小野) 4町内会には町内会加入率100%を原則として、志津南地区まちづくり協議会の実態に沿うよう強く申し入れている。
- (齊藤) 学区になった場合、ふるさとづくり交付金の扱いが難しくなるのでは？
- (小野) 方法論は今後詰めていく。
- (中原) 各種団体との意見交換も含め、詳細を詰めることが必要である。
- (足立) 町内会役員会で、この加入問題は決まった事ですか？との問いに返答を苦慮している。
- (中原) 総会で決めるので確定したものではないが、目指す方向からして反対する理由はない。住民説明会で皆さんの意見も出てくる。当然、これらを反映したものになる。
- (上野) 反対するものではないが、町内会役員会で説明する資料が不足で、一部には「行政の押しつけでは」などの憶測もあり、住民には不安があるので、理解を得るための資料や不安材料を除く工夫が必要では。
- (小早川) 追分町4町内会との協議の進み具合もまちまちで、現状どのようになっているのか理事には報告して欲しい。
- (中原) 当然ではあるが、残念ながら相手側のスピードが遅く、今のところその状態ではない。しかし、この加入の件については行政の押しつけではなく、先に述べた考察から、今までの経緯や住民自治組織のあるべき姿、草津市協働のまちづくり条例(案)などから、反対する理由はないと考える。
- (北川) 合意のとれた町内会から加入ということだが、その条件内容は明確になるのか？
- (中原) その通りで、現在活動内容について、学区全体活動と地区別活動との仕分けの協議を行っている。

【結論】

追分町4町内会の加入申し入れについて、「提案」に基づき取り組んでいくことで承認された。

(2) 単年度輪番制に関する弊害の解消について

時間切れで審議出来なかったが、既に新年度役員を選出が進んでいることもあり、単年度輪番制に関する弊害の解消対策については、平成27年度からの実施を目指すこととする。今年度の役員会で結論が出るよう議論を進めていただきたい。

3. その他

- ・自主防災委員会委員長から、10月20日実施の防災フェスの協力について謝辞があった。

以上